

事 務 連 絡
令 和 6 年 4 月 3 日

別 記 団 体 の 長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について（依頼）

標記について、別紙のとおり警察庁交通局交通規制課長より周知依頼がありましたので、内容について御了知いただくとともに、貴団体会員へ周知いただきますようお願い申し上げます。

(別記)

公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
公益社団法人 日本看護協会
一般社団法人 全国訪問看護事業協会
公益社団法人 全日本病院協会
一般社団法人 日本慢性期医療協会
一般社団法人 全国在宅療養支援医協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
公益社団法人 日本助産師会
一般社団法人 日本医療法人協会
一般社団法人 日本社会医療法人協議会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
公益社団法人 日本精神科病院協会
一般社団法人 日本病院会
一般社団法人 国立大学附属病院長会議
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 全国公私病院連盟
独立行政法人 国立病院機構
独立行政法人 地域医療機能推進機構
独立行政法人 労働者健康安全機構
社会福祉法人 北海道社会事業協会
社会福祉法人 恩賜財団済生会
日本赤十字社
国家公務員共済組合連合会
一般社団法人 全国社会保険協会連合会
一般財団法人 厚生年金事業振興団
一般社団法人 地方公務員共済組合協議会
全国厚生農業協同組合連合会
健康保険組合連合会
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人 国立がん研究センター
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
日本医学会
特定非営利活動法人 日本法医学会
一般社団法人 日本プライマリ・ケア連合学会
一般社団法人 日本在宅医療連合学会
一般社団法人 日本病院総合診療医学会
公益社団法人 日本医学放射線学会

公益財団法人 日本眼科学会
一般社団法人 日本形成外科学会
一般社団法人 日本外科学会
公益社団法人 日本産科婦人科学会
公益社団法人 日本小児科学会
一般社団法人 日本耳鼻咽喉科学会
公益社団法人 日本整形外科学会
公益社団法人 日本精神神経学会
一般社団法人 日本内科学会
一般社団法人 日本脳神経外科学会
一般社団法人 日本泌尿器科学会
公益社団法人 日本皮膚科学会
一般社団法人 日本病理学会
公益社団法人 日本麻酔科学会
一般社団法人 日本臨床検査医学会
一般社団法人 日本救急医学会
公益社団法人 日本リハビリテーション医学会
一般社団法人 日本看護系学会協議会
公益社団法人 日本栄養士会

令和 6 年 3 月 22 日
警察庁丁規発第 38 号

厚生労働省医政局地域医療計画課長
厚生労働省老健局老人保健課長 殿
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長

警察庁交通局交通規制課長

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について（依頼）

訪問診療や訪問看護等（以下「訪問診療等」という。）に使用する車両が、訪問先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、警察署長の駐車許可を受けることが可能となっており、都道府県警察においては、訪問診療等の業務の実情に鑑み、許可事務の簡素合理化を図り、申請者の負担軽減に努めているところです。

ついては、本件について、

- ・ 「訪問診療等」には、訪問介護等の用務の車両も含まれていること
- ・ 緊急やむを得ない場合の申請

といった対応等に関して、周知不足している点も見受けられることから、更なる周知を行うため、別紙「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可のご案内」により、貴課関係の医療・介護関係機関団体に対する周知への御協力をお願いいたします。

別紙

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可のご案内

駐車許可の対象車両については、

- ・ 医師や看護師等の医療関係従事者が訪問診療や訪問看護等に使用する車両
- ・ 訪問介護や訪問入浴介護、訪問リハビリテーション等に使用する車両
- ・ その他上記車両と同様に扱うべき車両

としており、訪問先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けることが可能となっております。

また、訪問診療等の社会的な重要性が増加している実情等に鑑み、申請書類等についても手続の簡素化、柔軟化を図り、申請者の負担軽減に努めております。

緊急やむを得ない場合等の申請等、詳細については、管轄する都道府県警察本部又は警察署までお問合せください。

※ 訪問入浴介護の従事車両は、車両の使用形態によっては、駐車許可ではなく、道路使用許可による対応となる場合があるので、管轄する都道府県警察本部又は警察署へお問い合わせください。

なお、駐車許可は、都道府県警察及び警察署ごとに、地域住民等の意見要望や地域の交通実態等に応じて行っているものであり、必ずしも全ての場合に許可が行われるわけではありません。